

個人情報保護委員会（第225回）議事概要

- 1 日 時：令和4年12月7日（水）14：30～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 オンライン
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、
加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、
松元事務局長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、
栗原参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

4 議事の概要

（1）議題1：独自利用事務の情報連携に係る届出について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「当委員会では、独自利用事務の情報連携制度については、地方公共団体からの届出を番号法の観点から適切な情報連携であるか確認し、確認された届出内容をホームページで公表している。加えて、地方公共団体からの相談に対応する説明会を開くなど不断のコミュニケーションを図り、住民にも地方公共団体の事務にもメリットのあるこの制度の適切な活用促進にも力を入れているところである。この独自利用事務の情報連携制度については年々利用が拡大し、年3回の届出照会の度に新たに制度を利用する地方公共団体が増え、今回の届出においても3団体が新たに制度を利用することとなった。今年度は従来の地方公共団体とのコミュニケーションに、団体に対する聞き取り調査も加え、利活用促進に向け、実態のより詳細な把握に努めてきた。その結果等を踏まえた今後の事務局の対応としては、事務レベルと政治レベルの双方に対する働きかけ、すなわち、わかりやすい事例集の作成・展開等のボトムアップアプローチ及び首長に制度を説明する機会を設けるなどのトップダウンアプローチをより充実させることが、地方公共団体に制度の理解をより深めていただき、利用を更に促進させるための有効な方策ではないかと考えられる。独自利用事務の情報連携の利用拡大は、国レベルにおいても行政のデジタル化の一つの柱として認識されている重要課題であり、デジタル庁が主催している『マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ』では、マイナンバーの利用促進として、マイナンバーの利用範囲の拡大及び独自利用事務の情報連携の範囲拡大が検討されている。今後も制度を利用する地方公共団体が増えていくためには、独自利用事務の情報連携が国民の利便性や地方公共団体の事務の効率性の向上につながることを、より多くの地方公共団体により明確に認識していただくことが重要である。当委員会としても、引き続き、地方公共団体への支援、情報提供、働きかけを通じて、今後も独自利用事務の情報連携がより一層活用されるよう、地方公共団体を後押ししていくことを期待する」旨の発言があった。

独自利用事務の情報連携に係る届出について原案のとおり了承され、内閣総理大臣に通知することとなった。

以上